

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【公開番号】特開2006-81791(P2006-81791A)

【公開日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【年通号数】公開・登録公報2006-013

【出願番号】特願2004-270955(P2004-270955)

【国際特許分類】

A 45 D 40/20 (2006.01)

【F I】

A 45 D 40/20 F

A 45 D 40/20 G

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月16日(2008.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

先筒と基筒を連結し、回転操作で前記先筒の先端開口孔より棒状化粧材を進退する機能を有し、前記先筒の先端開口孔よりほぼ同寸法の貫通孔が穿設され、この貫通孔に沿って複数の摺動溝が設けられ、芯チャック部材の先端に形成された複数の爪片が前記先筒の摺動溝に位置して棒状化粧材を保持摺動する棒状化粧材繰出容器であって；

前記貫通孔に沿って形成された前記摺動溝の間の凸条部の腔部側の後端が、頂点部を有するテーパー部より構成されることを特徴とする棒状化粧材繰出容器。

【請求項2】

前記摺動溝に進入する芯チャック部材の爪片先端が、頂点部を有するテーパー部より構成されていることを特徴とする請求項1記載の棒状化粧材繰出容器。

【請求項3】

前記芯チャック部材先端に形成された爪片の肉厚は、テーパー部を含む頂点部までは外周側に薄く、それより下方側は内周側に厚く形成されていることを特徴とする請求項1記載の棒状化粧材繰出容器。

【請求項4】

前記先筒の貫通孔に沿って形成される摺動溝の内周線が摺動溝の外周線より小さく形成されるとともに、摺動溝に进入する爪片の外周線が前記摺動溝の内周線より大きな寸法で形成される事を特徴とする請求項1記載の棒状化粧材繰出容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そのため、本発明の棒状化粧材繰出容器においては、先筒と基筒を連結し、回転操作で前記先筒の先端開口孔より棒状化粧材を進退する機能を有し、前記先筒の先端開口孔よりほぼ同寸法の貫通孔が穿設され、この貫通孔に沿って複数の摺動溝が設けられ、芯チャック部材の先端に形成された複数の爪片が前記先筒の摺動溝に位置して棒状化粧材を保持摺

動する棒状化粧材繰出容器であつて、前記貫通孔に沿つて形成された前記摺動溝の間の凸条部の腔部側の後端が、頂点部を有するテーパー部より構成する手段を講じたものである。